

# 会津美里町資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準

令和6年2月1日 施行

会津美里町が実施する制限付一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)について、公正な入札執行の確保を図るため、資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準を以下のように定める。

## 1 対象とする入札

会津美里町が実施する競争入札

## 2 取扱い

競争入札においては、資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加は認めないものとし、基準に該当する複数の者のした入札は無効とする。

ただし、開札時点で資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札への参加状態が解消されている場合は、この限りではない。

## 3 資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準

資本関係又は人的関係にある者同士とは以下の(1)から(3)までのいずれかの基準に該当する者同士とする。

### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。

ア 子会社等(会社法(平成17年号外法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。)の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては会社等(会社法施行規則(平成18年号外法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年号外法律第225号)第2条第4号に規定する再生手が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年号外法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- (エ) 組合の理事
- (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4 留意事項

競争入札において、資本関係又は人的関係がある事業者同士が同一入札への参加を回避するために、当該事業者同士が入札前に入札参加の意思確認を行うことは会津美里町競争入札心得(令和5年会津美里町告示第188号)に抵触しないものとする。

#### 5 その他

##### (1) 入札公告等への記載

会津美里町資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載し、入札に関する条件として明示するものとする。

##### ア 制限付一般競争入札

入札公告

##### イ 指名競争入札

##### ① 紙入札の場合

入札及び契約の方法及び条件

##### ② 電子入札の場合

電子入札の方法による指名競争入札の実施に係るに入札説明書

##### (2) 指名競争入札について

指名競争入札の事業者選考において、発注担当課は、同一入札に資本関係又は人的関係にある事業者同士を指名しないよう努めるものとする。

なお、事業者選考を行う場合、発注担当課は、工事等請負有資格業者名簿により選考予定の事業者の資本関係又は人的関係の有無を確認し、該当がある場合は、総務課管財契約係に確認すること。

附 則

(施行期日)

1 この運用基準は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この運用基準は、この運用基準の施行の日以後に公告又は指名通知をする入札から適用し、同日前までに公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。